

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度登米市スポーツ推進審議会
開 催 日 時	令和6年1月25日（木）
開 催 場 所	登米市役所中田庁舎 101 会議室
議長（委員長又は会長）の氏名	木村健喜会長
出席者（委員）の氏名	木村健喜会長、佐藤忠副会長、及川佳文委員、佐藤英雄委員、佐藤敬一委員、林忠市委員、池田幸哉委員、佐々木和枝委員、菊池芳男委員、関壮一委員、佐々木千春委員、佐々木悦郎委員、江田勝正委員、長倉清敬委員
欠席者（委員）の氏名	阿部孝記委員
事務局職員氏名	教育長 小野寺文晃、教育部長 小林和仁、生涯学習課長 守屋乃扶子、課長補佐 佐藤慎、主事 阿部一樹
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料及び減免制度の見直しについて ・公の施設利用に関するガイドラインについて ・社会体育施設整備事業について ・部活動の地域移行について
会 議 結 果	上記議題について説明をし、ご意見をいただいた。また、部活動の地域移行については現在の進行状況とこれからの流れについて情報共有を行った。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	<ol style="list-style-type: none"> (1) 施設使用料及び減免制度の見直しについて (2) 公の施設利用に関するガイドラインについて (3) 社会体育施設整備事業について (4) 部活動の地域移行について

事務局	【施設使用料及び減免制度の見直しについて資料に基づき説明】
議長（会長）	ただいま説明が終わりましたので、皆さんからの発言を求めたいと思います。何か質問・意見はございますか。
委員	学校単位で利用する場合、減免の対象となるのは市内の学校のみでしょうか。
事務局	減免の対象となるのは市内の学校のみです。市外の学校が利用する場合には料金が発生します。
議長（会長）	その他何か質問・意見はございますか。
委員	部活動地域移行が進み、部活動の受け皿がクラブチーム等になった場合、減免の対象にならないと思います。また、現在は無償ボランティアとして活動していても、部活動地域移行により謝金等が発生してくると有償ボランティアになります。その場合も減免対象外になると思うので今後はそのあたりの検討も必要かと思います。
議長（会長）	その他に質問・意見はございますか。
委員	今回の使用料の見直しで、これまでの料金よりも高くなった施設もあれば低くなった施設もあります。料金が低くなった施設について、なぜ使用料が減額になったのですか。
事務局	使用料については、フルコスト計算を用いて算出しております。そのため現行使用料よりも高くなる施設もあれば低くなる施設もあります。また、この算出方法により使用料が急激に高くなる施設については現行使用料の1.5倍を上限に設定しております。なお下限については今までどおり200円としております。
議長（会長）	その他何か質問・意見はございますか。 ないようですので施設使用料及び減免制度の見直しについては終了したいと思います。
議長（会長）	次の協議に移りたいと思います。 はじめに公の施設利用に関するガイドラインについて事務局の方か

	らご説明いただきます。
事務局	【公の施設利用に関するガイドラインについて資料に基づき説明】
議長（会長）	ただいま説明が終わりましたので、皆さんからの発言を求めたいと思います。何か質問・意見はございますか。
委員	各種大会等で利用者に市外の学校が入っている場合、減免の取扱いはどのようになりますか。
事務局	減免については申請者によって判断します。そのため申請者が減免の対象であれば、利用者の中に市外の学校等、減免対象外の団体がいても減免の取扱いになります。
議長（会長）	その他に何か質問・意見はございますか。
委員	申請者が減免団体であるかどうかの判断については、令和6年4月以降もこれまでどおり受付でしますか。
事務局	令和6年4月以降も受付で判断をお願いします。
議長（会長）	その他に何か質問・意見はございますか。
委員	スポーツ少年団や部活動の親の会は減免にならないとあります。中学校部活動は教育課程で定めているもので、親の会はあくまでも任意団体のため理解できます。しかし、スポーツ少年団は親の会の設置が必要不可欠だと思います。また、子どもと親の活動も一体化していることがほとんどだと思うので、そのあたりの取扱いについては今後、検討していく必要があると思います。
議長（会長）	その他、何か質問・意見はありませんか。
委員	体育協会について、減免対象となる団体はどこまでですか。
事務局	体育協会について減免の対象となる団体は、下部組織（チーム等）をもつ団体までです。
議長（会長）	その他、何か質問・意見はありませんか。

	<p>ないようですので公の施設利用に関するガイドラインについての協議を終了します。</p> <p>次に社会体育施設整備事業について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【社会体育施設整備事業について資料に基づき説明】</p>
議長（会長）	<p>ただいま説明が終わりましたので、皆さんからの発言を求めたいと思います。何か質問・意見はございますか。</p>
委員	<p>米山テニスコート整備事業について、中学校の統廃合とこの整備事業は何も関係ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>中学校の統廃合とは特に関係ありません。こちらのテニスコートは市の体育施設として整備するものです。</p>
議長（会長）	<p>その他、質問・意見はございませんか。</p>
委員	<p>スケートボード場について、施設利用料はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>スケートボード場の施設利用料は無料にする予定です。</p>
議長（会長）	<p>その他、質問・意見はございませんか。</p>
委員	<p>スケートボード場はどういった経緯で整備することになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>若者活性化会議で協議を重ね、スケートボード場の整備が提案されました。また、市でも多くの人との交流の場を設ける必要があると判断したため整備することとなりました。</p>
議長（会長）	<p>その他、質問・意見はございませんか。</p>
委員	<p>実際にスケートボードをする方は舗装された場所を探している状況で、施設の駐車場を利用している方もいます。しかし施設の駐車場だと安全性が確保できません。このような施設を整備することで安全性も確保できるのでよいと思います。</p>

議長（会長）	<p>その他に質問・意見はございませんか。</p> <p>ないようですので社会体育施設整備事業についての協議を終了します。</p>
議長（会長）	<p>最後に部活動の地域移行について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【部活動の地域移行について資料に基づき説明】</p>
議長（会長）	<p>ただいま説明が終わりました。こちらについては情報共有ということで収めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではすべての議題が終了しましたが、今までの中で何か言い残したことやご質問等があればお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ないようですので本日の議事の一切を終了してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>木村会長進行大変ありがとうございました。皆様方そのほか何かご意見ございますか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
事務局	<p>ないようですので以上をもちまして、登米市スポーツ推進審議会を閉会させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">（閉会）</p>